

# 7月20日は参議院議員通常選挙 投票日

(7月3日公示・7月20日投票)

投票時間 午前7時から午後8時まで

## 投票できる人は

今回の選挙で、精華町で投票できる人は、次の要件を満たしている人です。

◎ 選挙権を有する人

○年齢満18歳以上の日本国民

○欠格事由（特定の刑に服しているなど）に該当しない人

◎ 精華町の選挙人名簿に登録されている人

○年 齢 平成19年7月21日以前に生まれた人

○住 所 令和7年4月2日以前に精華町の住民基本台帳に登録され、引き  
続き3か月以上精華町内に住所を有している人  
(精華町外に転出してから4か月を経過した人を除く。)

◎ 精華町外に転出した場合は、新住所地の選挙人名簿に登録されていない人

※ 令和7年4月3日以後に住所を移転された人は、旧住所地で投票を行うことになります。  
(ただし、旧住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。)



精華町選挙管理委員会の  
ホームページはこちらから



令和6年度  
明るい選挙啓発ポスター入選作品

## 期日前投票・不在者投票は投票日前日まで

**期間** 7月4日(金)から7月19日(土)まで

**時間** 午前8時30分から午後8時まで

- 期日前投票は、仕事、学業、用事、旅行、病気などのため投票日に投票所へ行くことができない人で、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会で行う投票が対象となります。
- 不在者投票は、仕事、学業、用事、旅行、病気などのため投票日に投票所へ行くことができない人で、次の投票が対象となります。
  - ① 仕事先、旅行先などの選挙人名簿登録地以外の選挙管理委員会で行う投票
  - ② 指定病院などの施設で行う投票
  - ③ 投票日までに満18歳を迎えるが、投票を行おうとする日現在、まだ18歳に到達しない場合 等

### ◎ 手続は

#### ○ 精華町役場で期日前投票・不在者投票をする場合

投票日の前日(7月19日)午後8時までに期日前投票所・選挙管理委員会事務局(役場内)に来ていただき(投票所入場整理券が届いていたら持参してください。)、宣誓書に必要事項を記載してください(宣誓書は、投票所入場整理券の裏面に記載されていますので、あらかじめ宣誓書に必要事項を記入のうえ持参していただくと、スムーズに受付できます。)。

#### ○ 精華町役場以外の市区町村で不在者投票をする場合

必要事項を記入した宣誓書を添え、精華町選挙管理委員会に直接又は郵便で投票用紙などの請求をしてください。受領後、選挙管理委員会は投票用紙などの書類一式を送付します。

送付された投票用紙などの書類一式を持って、滞在地の市区町村選挙管理委員会で投票をしてください。

不在者投票は、滞在地の選挙管理委員会から精華町選挙管理委員会へ送付されますが、それが精華町の投票所閉鎖時刻までに投票所へ届かなければなりませんので、早めに手続をしてください。

#### ○ 指定病院などで不在者投票をする場合

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入っている人は、その施設で不在者投票ができますので、不在者投票管理者(病院長や施設長)に申し出てください。

## 郵便等による不在者投票とは

身体に重度の障害があり、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証の交付を受けている人で、その級や要介護状態区分が法律の定めに該当する人は、現在いる場所で郵便等による不在者投票ができます。

この制度は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受け、この証明書を添付して投票用紙を請求（投票日の4日前までに）しなければなりませんので、手帳や被保険者証に記載されている級などが該当するのか、また、手続について詳しいことは選挙管理委員会まで早めにお問い合わせください。

### ◎ お願い

○ 投票所入場整理券は、公示の日以後、有権者のみなさんに郵送しますが、お手元に届くまでに数日かかることがあり、ご家族であっても別の日に届くこともあります。もしも届かなかったり、紛失などされた場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票することができますので、投票所の受付でそのことを申し出てください。係員が選挙人名簿と照合のうえ投票所入場整理券を作成します。

ご不明なことがある場合は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

TEL (0774) 94-2004

○ 投票に行かれる際には、投票所入場整理券(ハガキ)を忘れずにご持参ください。投票日時や投票所名(※)が記載されていますので、十分に確かめてお間違いのないようにお願いします。

※ 投票所の位置は、選挙特集号(この資料)で確かめるようお願いします。

(投票所入場整理券には、投票所位置図が記載されていません。)

※ 投票日当日は、記載されている投票所以外の投票所では投票できません。

※ 車でのご来場は、付近の皆さんのご迷惑となることがありますので、ご協力をお願いします。

# 各投票所位置図

(第1区から第14区までの投票所)

|                                |                                 |                                                                                                                                         |
|--------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>第1区投票所 菱田集会所</b></p>     | <p><b>第2区投票所 精北小学校体育館</b></p>   | <p><b>第3区投票所 児童館</b></p>                                                                                                                |
| <p><b>第4区投票所 北稲八間集会所</b></p>   | <p><b>第5区投票所 南稲八間集会所</b></p>    | <p><b>第6区投票所 精華中学校<br/>多目的ホール1</b></p>                                                                                                  |
| <p><b>第7区投票所 東畑集会所</b></p>     | <p><b>第8区投票所 柘榴集会所</b></p>      | <p><b>第9区投票所 乾谷集会所</b></p>                                                                                                              |
| <p><b>第10区投票所 山田集会所</b></p>    | <p><b>第11区投票所 馬淵集会所</b></p>     | <p><b>第12区投票所 精華南中学校<br/>体育館</b></p>                                                                                                    |
| <p><b>第13区投票所 東光小学校体育館</b></p> | <p><b>第14区投票所 精華台小学校体育館</b></p> | <p> 車でのご来場は、付近のみなさんのご迷惑となることがありますのでご協力をお願いします。</p> |